

農林畜水産物等の放射性物質検査計画（平成24年度第1四半期分）

宮 城 県
平成24年4月20日

「農畜水産物等の放射性物質検査について」（平成24年3月12日付け食安発0312第7号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知，以下「検査通知」という。）に基づき，県内で生産される農産物，林産物，畜産物，水産物等及び県内で販売される食品の検査計画を下記のとおり策定しましたのでお知らせします。

記

1 検査対象品目

検査通知の別紙の3に掲げる品目のうち，県内で生産され，又は販売される次の食品

(1) 農産物

計画期間に収穫期を迎える品目

(2) 林産物

計画期間に収穫期を迎える品目

(3) 畜産物

原乳（集乳所毎）及び牛肉（全頭検査），豚肉，鶏肉

(4) 水産物

計画期間に漁獲される海産魚種及び内水面魚種

(5) その他

計画期間に捕獲される野生鳥獣の肉類

(6) 食品

本県において流通している食品（生産者及び製造・加工者の情報が明らかでないもの）

農産物	野菜類	ほうれんそう，きゅうり，いちご，トマト，ブロッコリー，にら，だいこん，はくさい，レタス，茶，こまつな，こねぎ，そらまめ，キャベツ，ラッキョウ等
	果実類	うめ等
林産物	きのこ	原木しいたけ，乾しいたけ等
	山菜類	ふきのとう，たけのこ，わらび，ふき，ぜんまい等
畜産物	原乳，牛肉，豚肉，鶏肉	
水産物	海産魚種	イサダ，マダラ，スケトウダラ，ヒラメ，アイナメ，エゾイソアイナメ，クロソイ，マコガレイ，イシガレイ，カタクチイワシ，ギンザケ，マダイ，ツブガイ，コウナゴ，メバル，スケソウダラ，スズキ，マアジ，サワラ，アカガイ，アサリ，ウバガイ，マダラ，ソコダラ，イラコアナゴ，キチジ，ハバガレイ，アカガレイ，キアンコウ，ミズダコ，ケムシカジカ，メカジキ，ヨシキリザメ，マグロ，シヤ

		コ, ヒガンフグ等
	内水面魚種	イワナ, ヤマメ等
野生鳥獣	イノシシ, ニホンジカ, ツキノワグマ	
食品	清涼飲料水, 牛乳, 乳飲料, 乳児用粉ミルク, ベビーフード, 発酵乳, 乳酸菌飲料, みそ, ジヤム, 鶏卵, 漬物, そうざい, 豆腐, こんにゃく等	

2 検査対象市町村等の設定

100Bq/kg を超える放射性セシウムを検出した品目については、その地域及び主要な産地において市町村ごとに3検体以上実施する。その他の市町村では1検体以上実施する。

また、50Bq/kg を超える放射性セシウムを検出した品目については、その地域において市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては主要な産地において市町村ごとに1検体以上実施する。

水産物については、本県沖合海面を7つの海域に区分し、同様に実施する。

3 検査の頻度

週1回程度（ただし、品目の生産・出荷等の実態に応じて検査を実施するものとする。）

4 検査計画及び検査結果の公表

検査計画及び検査結果については、県ホームページ（放射能情報サイトみやぎ）で公表する。

5 検査結果に基づく措置

- (1) 出荷前の農産物、林産物、畜産物及び水産物等については、基準値を超えた場合は出荷の自粛を要請し、市場に流通させない措置をとる。
- (2) 基準値を超えた食品については、食品衛生法により廃棄、回収等の必要な措置をとる。

なお、加工食品が基準値を超えた場合には、食品衛生法による措置のほか、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

※農林畜水産物等の検査計画の詳細は別紙のとおりです。